づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年八月二十九日から同年九月-

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に対

九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課におい

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示t

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定には

解除予定保安林 (萩市) (森林整備課)

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

Щ

山口県告示第四百五十五号

П

職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課)

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出 (商政課)

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)

(定期)

目

次

毎週火・金曜日発行

8月29日 (火曜日)

平成 18 年

名 称 所在地

Ξ 工場又は事業場の名称及び所在地 特定施設の種類

下松市大字東豊井一三〇二番地の

東洋鋼鈑株式会社下松工場

氏名又は名称

東洋鋼鈑株式会社

所

東京都千代田区四番町二番地一二

兀 同表第六十六号の電気めつき施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水 の処理施設 鋼業の用に供する圧延施設、 変更しようとする事項の内容 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十一号の鉄

同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設、

の処理の方法を変更することにより、 特定施設の構造、特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液 次の表のとおり変更を生じる。

種類、構造及び使用時間間隔等

(環境政策課)......

. 四

			五	四四								
								7	<u>`</u>	種		
,		- 1	t 9	7	<u>, </u>	7 3	<u>`</u> 5		\	類		
変更後	変更前 五〇、 (一)				変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目		
<i>II</i>	五〇、〇〇〇	"	八〇、〇〇〇	変更後 一五、〇〇〇	八、八〇〇 (t /月)	"	(t/月)	"	一、七〇〇 (t/月)	能力	構	
	E	无		平成一八、 平成一八、		既		平成一八、 平成一八、	既	年予工 月 第 日定手		
				_						年予工 月 完 日定成		
	iii	<u>т</u>		平一成一八、一		設)		平一成一八、一	設)	年予使 月 開 日定始	造	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	連続	間使 間用 隔時	使	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	四時間	時 り の 日 使 当 間用た	用の方	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	し変 動 な	概変季 動節 要の的	法	

山口県知事

_ 井

関

成

平成十八年八月二十九日

公衆の縦覧に供する。

申請者の氏名又は名称及び住所

 (Ξ)

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

水

等

の

染

状

態

の

値

汚水等の一日当たりの量(㎡)

遊 常 〜物 汚

最 (mg鉱 /油 大)

常 機 (mg / 大

通

通 窒

常

通

種

類

項

目

通

通常 最大 (水素指数)

通常 (『ダイ化学的酸素要求量

通 浮

処理前

変更前

_ 〇 六

Ξ 大

=

<u>-</u>00

三七

検出せず

検出せず

検出せず

検出せず

七00 常 最 $\stackrel{\equiv}{=}$

五五〇

Щ

報

備考 「 六一-八」、「 六五」、「 六六」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一 れる水の処理施設をいう。 処理施設、同表第六十六号の電気めつき施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出さ 第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面

 $(\underline{})$ 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

"	この表について準用する。	『 変更後 変更後
九 " "	三 : 二 : 二 : 二 : " 五 二 三 "	変更 変更後 ″
六二三三	五 九 ≀ 五 三 九	変更前 七・五
"	<i>"</i>	変更後 "
_ _ _	— : ○	変更前五・
"	" " "	変更後
"	九 - 三	変更前
せず 検出せず 検出せず	九 - ○ ≀ 八 - 八 0	変更後
		変更前
大通常最	通常是	通
mg /ℓ) 燐 (mg/ℓ)	(水素指数) (mg/e) (mg/e) (mg/e)	項目 水素イ
の値	オン濃度 化学的酸素要	

 平成18年8月29日			火曜	Н Ц П				県 報			(定期) 第				第 1783 号			
No. 1 排 水		排水	五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量		理施設	中和・凝集沈殿処			夕 王 方	還 元 几 里 布 殳			ı	<i>'</i>			力压汽」处理方言	加王孚上几里布殳
変更後	1 一 変 更 前	項	状態のは	型 理 後		処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後		処理前		女 王 礼	 几 里 	
後 "	<u>前</u> 七	通水	恒 及 排	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
"	· 五	素イオン濃度大大	出水の量	"	t							"	"	"				
 "	九~五	通			五	"	六 - 0 ·	"	"	"	<u>=</u> = : 八	"	"	"	六 - - - -	"	"	"
"	_ 	で (マラン・アラン・アラン・アラン・アラン・アラン・アラン・アラン・アラン・アラン・ア		"	九≀五		五≀三				八八三				五≀○	"	"	"
"	_	最 「 「 「 大 」 「 大		"	=	"	<u>-</u>	"	"	"	五	"	王七	七三	七四四	— 九	八	
,,	<u>九</u> _	通浮遊		"	— 九	"	=0	"	"	"	宣	"	五六	"	_ _ 0	一八	_ _ t	"
	0	常(物 汚 最 mg / 質		"	_	"	一 0 六	"	<u>-</u>	"	三	"	一八	"	一八七	"	五	"
"	<u>=</u>	大 量 泉 「mg鉱		"	IIO	"	- NO	"	五	"	五六	"	三四	"	三四	"	-0	"
 "	五	最 mg鉱 /油 大 通 室			0	"		"	"	"		"		,,	四			"
 "	主九	常		"	五 ″	"	九三・	"	"	"	五・	"	<u>-</u> 0	"	四三 検出せず	"	四 //	"
"	六	最 mg / l s k					· 九				九	"	"	"		"	"	"
"	_ _ _	通の		"	"	"	六	"	"	"	九 · 四				検出せず	"	"	"
"		常 (様 ² 値 大 人		"	= =	"	四 · 一	11	"	"	六	"	"	"	七 七	,,	,,	
	五 <u>-</u> -	通		"	五	"	九二	"	"	"	- 0 <u>:</u>	"	"	"	九 · 八	"	"	"
六四、六七八	六四、	常 排出水の一日当たりの量(『m)		六四、六ム	六四	六四、六七	六四	三七、八九	三七、四五一	三七、八九	三七、四五一	, О	V,	V,	V	二八八〇	ニハ、七〇	二八八〇
		最りの		六七八 七 七	三三七五	六七八 七六、	七五、	八九六四四、	四三	八九六四四、		五	0 0	〇 五	0 0	\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	+00 IIII	50
七六、六一三	七五、七六八	量 (m³)		七六、六一三	五、七六八	六六三三	五、七六八	四、四七七	三、七八二	四、四七七	三、七八二	九、七四〇	九、七三〇	九、七四〇	九、七三〇	三六八〇	五五〇	二八、八〇〇 三三、六八〇

井

関

成

山口県商工

四

0

1,000

一、

五〇〇

井

関

成

兀

受験資格

(四六二) 職業訓練指導員試験の実施

第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条

平成十八年八月二十九日

山口県知事 二 井 関 成

試験を行う免許職種及び試験の方法

免許職種

掲げる免許職種職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に

二 試験科目

学科試験のうちの指導方法

平成十八年十一一試験の日時

平成十八年十一月十四日 (火曜日) 午前十時から午前十一時三十分まで

三試験の場所

山口県セミナーパーク山口市秋穂二島一〇六二番地

は、受験できない。

法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。 ただし、次に掲げる者

受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全

部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

受験申請書の受付期間

五

合は、十月十三日までの消印のあるものは、有効とする。) 平成十八年九月二十九日(金曜日)から同年十月十三日(金曜日)まで(郵送の場

受験申請書等の提出先

山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三-八五〇一)

山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

受験申請書及び履歴書

| た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年| 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影し

齢を記入すること。

三 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

証紙には、消印をしないこと。 三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはること。この収入

合格者の発表等

口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。 合格者の発表は、平成十八年十二月一日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山

旨を知事に申し出ること。 点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその「試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得

その他

百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験」と朱書し、)受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号(山口県商工労働部労働)

話〇八三-九三三-三二三四)にすること。 この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電

平成十八年八月二十九日発行平成十八年八月二十九日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)